

7月から新しい福祉医療費受給者証に変わります

下記の資格要件を満たし、平成21年中の所得が別表の所得制限以下の方には、7月からご使用いただく福祉医療費受給者証を郵送しています。7月からは、必ず新しい医療費受給者証と健康保険証を病院、診療所の窓口に表示してください。

■老人医療費助成制度

対象者／65歳から69歳で世帯全員が市民税非課税
自己負担／定率2割（低所得者は1割）
 外来：月8,000円限度
 外来＋入院：月24,600円限度（低所得者は15,000円）

所得基準／市民税非課税世帯で、本人の年金収入と他の所得の合計が80万円以下

※経過措置として、市民税非課税世帯で、本人の年金収入と他の所得の合計が80万円以上の方については、平成23年6月まで対象となります。

■重度障害者・高齢重度障害者医療費助成制度

対象者／身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方
自己負担／外来：1医療機関あたり1日600円限度を月2回まで（低所得者は400円、経過措置者は900円）
 入院：定率1割で月2,400円が限度（低所得者は1,600円、経過措置者は3,600円）

所得基準／本人・配偶者及び扶養義務者の市民税所得割額が235,000円未満

扶養親族等の数	本人		配偶者・扶養義務者	
	限度額	収入額	限度額	収入額
0	3,604,000	5,180,000	6,287,000	8,319,000
1	3,984,000	5,656,000	6,536,000	8,596,000
2	4,364,000	6,132,000	6,749,000	8,832,000
3	4,744,000	6,604,000	6,962,000	9,069,000

※経過措置として、上記の所得制限基準を満たす方については、平成23年6月まで対象となります。

■乳幼児等医療費助成制度

対象者／小学校3年生までの乳幼児等
自己負担／自己負担はありません

※小学校4年生から中学校3年生終了時までの子どもの入院費の助成について／右表の所得制限基準を満たす方が対象となります。受給者証は交付しませんので、医療機関窓口では3割負担してください。領収書、印鑑、健康保険証、振込先が分かるものをご持参の上、申請してください。健康保険より高額療養費等が支給される場合は、先ず高額療養費の支給申請をしてください。母子家庭等、及び重度障害者医療費受給者証をお持ちの方は、上記申請により、医療機関窓口で負担された一部負担金を支給します。

所得基準／0歳児については所得制限はありません。保護者または扶養義務者の市民税所得割額が235,000円未満

扶養親族等の数	幼児等保護者・扶養義務者	
	限度額	収入額
0	5,320,000	7,333,000
1	5,700,000	7,756,000
2	6,080,000	8,178,000
3	6,460,000	8,600,000

※経過措置として、上記の所得制限基準を満たす方については、平成23年6月まで対象となります。

■母子家庭等医療費助成制度

対象者／18歳に達した年度末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父及びその児童、遺児
自己負担／外来：1医療機関あたり1日600円限度を月2回まで（低所得者は400円）
 入院：定率1割で月2,400円が限度（低所得者は1,600円）

所得基準／児童の監護者又は扶養義務者の所得が下記の所得基準以下

扶養親族等の数	母等扶養義務者	
	限度額	収入額
0	1,920,000	3,000,000
1	2,300,000	3,543,000
2	2,680,000	4,205,000
3	3,060,000	4,500,000

【問合せ】 国保健康課国保医療担当 ☎④8721 FAX④1792 kenko@city.kasai.lg.jp

平成22年度の介護保険料は昨年度と同様です

65歳以上の方が対象となる介護保険料は、3年ごとに見直しを行っており、今年度は料金改定から2年目にあたるため、各所得段階の保険料については、昨年度と同様です。

7月中旬には、平成22年度介護保険料決定通知書を送付します。同封しておりますパンフレットも併せてご確認ください。

【問合せ】 長寿介護課介護保険担当 ☎④8788 FAX④8955 kaigo@city.kasai.lg.jp

平成22年度後期高齢者医療制度について

■後期高齢者医療制度の保険料額決定通知書を7月中旬頃送付します

後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりに保険料をお支払いいただきます。

■保険料の計算方法

①均等割額	+	②所得割額	=	①+②
43,924円		(21年中の総所得金額等※ - 330,000円) × 8.23%		22年度保険料額（最高限度額50万円）

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません）。

■保険料のお支払い方法

平成22年度の保険料のお支払いは、以下の2通りとなります。

①年金からのお支払い（特別徴収）	特にお手続きいただく必要はありません。また、口座振替によるお支払いに変更することができます。詳しくは市の窓口にご相談ください。
②口座振替や納付書でのお支払い（普通徴収）	7月から3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方が対象です。

■軽減措置について

所得の低い方や被扶養者だった方の保険料が軽減される場合があります。要件等がありますので、詳しくは保険証に同封しておりますパンフレットをご覧ください。

■新しい「後期高齢者医療被保険者証」を送付します

■被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い保険証（短期被保険者証）を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成21年中（1～12月）の所得により算出された平成22年度の住民税課税所得と平成21年中の収入をもとに計算されています。なお、世帯状況の異動や所得の更正などにより、随時変更されることがあります。

■限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院の際に医療機関で支払う一部負担金と、入院時の食事が減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。詳しくは、保険証に同封しておりますパンフレットをご覧ください。

【問合せ】 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（コールセンター） ☎078-326-2021、国保健康課 ☎④8721

議会報告会開催のご案内

下記日程で議会報告会を開催します。議会基本条例が初めて制定された6月議会の審議内容を報告し、市民との意見交換を行いたいと思います。

日時・場所／7月20日（火）北部公民館（泉中学校区）
 7月21日（水）南部公民館（加西中学校区）
 7月22日（木）善防公民館（善防中学校区）
 7月23日（金）コミセン小ホール（北条中学校区）
 開催時間はいずれも19:30～21:00

コミセン小ホールでの議会改革懇談会（4/30）

【問合せ】 議会事務局 ☎④8790 FAX④1810 gikai@city.kasai.lg.jp

